

同価入札時における落札決定方法について

建設工事入札等において、開札の結果、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、次の手順により落札者等を決定する。

なお、令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

1 紙（郵便）入札の場合【一般競争入札】

① 「くじ番号」の記入

入札参加者は、入札書に任意の3桁の数値「くじ番号」を記入する。

ただし、「くじ番号」が未記入の場合又は判読し難い場合は、「000」とみなす。

② 「乱数」の決定

開札日前営業日の日経平均株価終値の小数第2位の値を一の位、小数第1位の値を十の位、整数第1位の値を百の位とし、「乱数」を決定する。ただし、不測の事態等により、日経平均株価終値の確認ができなかった場合は、契約検査課職員が当日の開札前に、0～9の抽選棒等を使用し、百の位、十の位、一の位の順に「乱数」を決定するものとする。

③ 「くじ値」の決定

同価の入札者の「くじ番号」に「乱数」を加算し、「くじ値」を決定する。

ただし、加算した合計数値が1000以上となった場合は、下3桁を採用する。

④ 「くじ順」の決定

「くじ値」の大きい順に「0」から順位を付す。

ただし、「くじ値」が同数の場合は、業者名50音順により、「くじ順」を決定する。

⑤ 「余り」の決定

同価の入札者の「くじ番号」の合計に「乱数」を加算し、その合計を同価の入札者数で割り、「余り」の数値を求める。なお、「余り」の数値が割り切れる場合は、「0」とする。

⑥ 「落札者等」の決定

「くじ順」と「余り」の数値が一致した入札者を「落札者等」とする。

《くじの事例①》

| 入札参加者 | A者 | B者 | C者 |
|------------------------------|--------------------------------|-----|-----|
| ① くじ番号 | 224 | 027 | 839 |
| ② 乱数 (日経平均株価終値：28,253.45) | 345 | | |
| ③ くじ値 (①+②) | 569 | 372 | 184 |
| ④ くじ順 | 0 | 1 | 2 |
| ⑤ くじ番号の合計+乱数 | $224 + 027 + 839 + 345 = 1435$ | | |
| 余り | $1435 \div 3 = 478$ 余り「1」 | | |
| ⑥ 落札者等 | B者 「くじ順」 = 「余り」 | | |

2 電子入札の場合【一般競争入札又は指名競争入札】

※ 不測の事態等により、次の手順で落札者等を決定することができない場合は、「紙（郵便）入札」の手順を準用し、落札者等を決定するものとする。

① 「くじ番号」の入力

入札参加者は、電子入札システムで入札金額を登録する際、「くじ番号」欄に任意の3桁の数値「くじ番号」を入力する。ただし、入札参加者が紙（郵便）入札で応札した場合は、契約検査課職員が当日の開札前に、入札書に記載された3桁の数値「くじ番号」を電子入札システムに入力するものとする。

② 「到着ミリ秒」の決定

電子入札システムが入札金額登録を受理した時刻のミリ秒を「到着ミリ秒」とし、3桁の数値をシステムが自動的に取得する。

③ 「くじ値」の決定

同価の入札者の「くじ番号」に「到着ミリ秒」を加算し、「くじ値」を決定する。
ただし、加算した合計数値が1000以上となった場合は、下3桁を採用する。

④ 「くじ順」の決定

電子入札システムが入札金額登録を受理した日時の早い者から順に、「0」から順位を付す。

⑤ 「余り」の決定

同価の入札者の「くじ値」の合計を同価の入札者数で割り、「余り」の数値を求める。
なお、「余り」の数値が割り切れる場合は、「0」とする。

⑥ 「落札者等」の決定

「くじ順」と「余り」の数値が一致した入札者を「落札者等」とする。

《くじの事例②》

| 入札参加者 | A者 | B者 | C者 |
|-----------------|------------------------|-----|-----|
| ① くじ番号（入札時に入力） | 261 | 602 | 077 |
| ② 入札書提出日時の到着ミリ秒 | 642 | 012 | 962 |
| ③ くじ値（①+②） | 903 | 614 | 039 |
| ④ くじ順（入札書提出順位） | 0 | 1 | 2 |
| ⑤ くじ番号の合計+乱数 | 903 + 614 + 039 = 1556 | | |
| 余り | 1556 ÷ 3 = 518 余り「2」 | | |
| ⑥ 落札者等 | C者 「くじ順」 = 「余り」 | | |

3 会場入札の場合【指名競争入札】

① 「落札者等」の決定

同価の入札者が2者以上の場合は、0～9の抽選棒等を使用して「くじ引き」を行い、一番大きい数値を引いた者を「落札者等」とする。

ただし、入札書を事前に提出した者で、当日不在の場合は、入札参加者に代わって入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。